

第1編 学校教育法施行令の一部を改正する政令の解説

第1章 総論関係

(1) 学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第244号）の概要

1. 趣 旨

- (1) 学校教育法施行令は、障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みについて規定しているが、平成14年以前の同令においては、一定の障害のある者（視覚障害者等）については例外なく特別支援学校に就学することとされていた。
- (2) その後、平成14年の改正により、認定就学制度が創設され、小中学校の施設設備も整っている等の特別の事情がある場合には、例外的に特別支援学校ではなく認定就学者として小中学校へ就学することが可能となった。
- (3) この改正から10年が経過し、小中学校に在籍する視覚障害者等の数は増加を続けているほか、学校施設のバリアフリー化、教職員の配置や研修体制等についても着実に充実が図られてきている。
- (4) このような中、平成18年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者が、その能力等を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとしての「インクルーシブ教育システム」の理念が提唱された。
- (5) また、同条約の批准に向けた作業の一環として平成23年7月に改正された障害者基本法の第16条第1項では、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」と、下線部を追加する改正が行われた。
- (6) さらに、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、「障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め」ることが提言された。
- (7) これらを踏まえ、障害のある児童生徒の就学先決定について、一定の障害のある児童生徒は原則として特別支援学校に就学するというこれまでの学校教育法施行令における基本的な考え方を改め、市町村の教育委員会が、個々の児童生徒について障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改めるものである。

2. 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で，その障害が，学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について，以下の規定の整備を行うこと。

(1) 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は，就学予定者のうち，認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち，当該市町村の教育委員会が，その者の障害の状態，その者の教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して，その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について，その保護者に対し，翌学年の初めから2月前までに，小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また，市町村の教育委員会は，就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について，都道府県の教育委員会に対し，翌学年の初めから3月前までに，その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

(2) 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について，その者の障害の状態の変化のみならず，その者の教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう，規定の整備を行うこと。

(3) 視覚障害者等による区域外就学等（第9条，第10条，第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校，中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また，視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

(4) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は，児童生徒等のうち視覚障害者等について，小学校，中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは，その保護者及び教育学，医学，心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

3. 施行期日

平成25年9月1日

第2章 各論関係

(1) 第5条第1項（小学校又は中学校への入学期日の通知）

1. 改正の趣旨

(1) 学校教育法施行令第5条における基本的な考え方を改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先を決定する仕組みに改める。

2. 「特別支援学校に就学させることが適当である」との規定の考え方について

(1) 改正前の学校教育法施行令（以下、「旧令」という。）では、視覚障害者等については、特別支援学校に就学することを基本的な前提とした上で、「小中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情がある」例外的な視覚障害者等に限って小中学校への在籍が可能となる、という整理が行われていた。

(2) これに対し、新制度においては、この考え方を改め、視覚障害者等に対して想定される就学先について、当該児童生徒がより適切な教育を受けることのできる学校種が小中学校であれば小中学校に、特別支援学校であれば特別支援学校に就学させるという、それぞれの個々に応じた判断を行うこととするものである。

(3) なお、「認定特別支援学校就学者」の定義については、「視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者」という概念を繰り返し規定することを避けるために便宜的に置かれているものであり、要すれば、当該視覚障害者等について、市町村教育委員会が、総合的な判断により特別支援学校への就学が適当と判断することを意味するものである。

3. 勘案する事項について

(1) 平成24年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会報告においては、「①障害の状態、②本人の教育的ニーズ、③本人・保護者の意見、④教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、⑤学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である」との提言がなされており、第5条については、これを踏まえた改正がなされている。すなわち、「その者の障害の状態(①)、その者の教育上必要な支援の内容(②)、地域における教育の体制の整備の状況(⑤)その他の事情(第18条の2により別途聴取される③及び④等)」と、提言の内容に対応して勘案事項が規定されており、これらを総合的に勘案して、市町村教育委員会による就学先の判断・決定が行われることとなる。

なお、このうち③本人・保護者の意見については、障害者基本法第16条第2項に基づき、これを可能な限り尊重しなければならないことに留意が必要である。

(2) 第5条第2項(就学校の指定)

1. 改正の趣旨

- (1) 旧令は、義務的な就学指定の対象として「中学校」を規定する場合、解釈上明らかである場合を除き、当該「中学校」から併設型中学校を除いている。これは、個別に希望した者が許可を得て進学するという併設型中学校の特性を踏まえたものであり、今般の改正においても、これを踏襲する。
- (2) 他方、旧令では、視覚障害者等の就学先としての「中学校」からも併設型中学校が除かれているが、この点については、今般の改正により、適切と認められる場合には視覚障害者等による就学を可能とすることから、併設型中学校(及び中等教育学校)を含めるよう改正を行う。

(3) 第5条第3項(区域外就学等の届出があった場合の適用除外)

1. 改正の趣旨

(1) 市町村の教育委員会が第5条第1項の通知を発出しようとする、又は発出した児童生徒の保護者から区域外就学等の届出がなされるケースとしては、区域外等の小学校、中学校又は中等教育学校へ就学する場合(第9条第1項)と、区域外等の特別支援学校へ就学する場合(第17条)が想定される。

(2) 旧令においては、第5条第1項の対象者から第17条の届出がなされた場合の手續について規定が置かれていない。

しかしながら、市町村の教育委員会が小中学校への就学が適当であると判断した視覚障害者等である児童生徒が、区域外の特別支援学校を選択することは起こり得ることから、その場合に小中学校への就学通知に係る作業を止めることができないとすることは不適當であり、第9条第1項に加え、第17条の届出があった場合にも、第5条第1項及び第2項の適用を除外することとする改正を行う。

(4) 第6条(第5条の準用)

1. 改正の趣旨

(1) 学年途中の転学等における第5条の準用規定である第6条各号について、「認定特別支援学校就学者」を定義すること等に伴う技術的な規定の整備を行う。

2. 各号の改正の概要

(1) 各号の改正の概要については、以下のとおりである。

- ① 第1号(学齢簿に新たに記載された場合)
→ 「認定特別支援学校就学者」の定義に伴う技術的な修正
- ② 第2号(特別支援学校に在学する児童生徒が視覚障害者等でなくなった場合)
→ 修正なし
- ③ 第3号(特別支援学校の校長が、当該特別支援学校に在学する児童生徒について、小中学校に就学させることが適当であると思料する場合)
→ 「認定就学者」の概念の廃止に伴う技術的な修正
- ④ 第4号(区域外等の学校を退学した場合)
→ 旧令の、区域外等の小中学校等を退学した場合に加え、区域外等の特別支援学校を退学した場合に小中学校への就学通知を発出する場合がありますことから、これに対応するよう修正
- ⑤ 第5号(小中学校等に在学する児童生徒が視覚障害者等になった場合)
→ 「認定特別支援学校就学者」の定義に伴う技術的な修正
- ⑥ 第6号(小中学校等の校長が、当該小中学校等に在学する児童生徒について、小中学校等に就学させることが適当でなくなつたと思料する場合)
→ 「認定特別支援学校就学者」の定義に伴う技術的な修正
- ⑦ 第7号(小学校又は中学校の新設、廃止等により学校の変更が必要な場合)
→ 修正なし

(5) 第6条の3

(障害の状態等の変化による特別支援学校から小中学校への転学)

1. 改正の趣旨

- (1) 旧令では、特別支援学校に在学する児童生徒について、定期的に健康診断を行い、また、学校内に就学指導委員会等を設けることなどにより児童生徒の障害の状態を把握している学校の校長が、当該特別支援学校に在学する児童生徒の教育的ニーズの変化を最も迅速に発見することが可能であると考えられることから、校長の思料による転学手続の開始が規定されている。
- (2) 一方、このような特別支援学校の校長の思料による転学について、旧令は、障害の状態の変化による場合のみが規定されており、障害の状態以外の事項の変化に伴う転学については、規定が置かれていない。
- (3) しかしながら、特別支援学校に在学する児童生徒は、障害の状態に大きな変化がなくとも、教育課程の履修状況に改善が見られたり、生活上の困難を自ら改善できるようになったり、これらに伴う教育上必要な支援の内容に変化が生じる場合がある。
- (4) 以上を踏まえ、特別支援学校の校長が、当該特別支援学校に在学する児童生徒について、小中学校へ転学することが適当と思料する場合の判断要素として、旧令の「その障害の状態」のほか、第5条と並行に、「その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情」を追加する。
- (5) あわせて、第6条の3第3項について、「認定就学者」の概念の廃止に伴う技術的な修正を行う。

2. 「視覚障害者等でなくなったものを除く」としている理由について

- (1) 改正令においては、障害の状態等の変化により小中学校に就学することが適当であると思料する場合について転学の手続を行うこととしており、この規定の意味内容としては、第6条の2に規定する「視覚障害者等でなくなった場合」との重複が生じ得ることとなる。こうした相互の規定の重複が生じないように、「(視覚障害者等でなくなった者を除く。)」との文言を追加する。

(6) 第6条の4（視覚障害者等でなくなった者の通知）

1. 改正の趣旨

- (1) 旧令では、視覚障害者等については、原則として特別支援学校へ就学することとされ、小学校又は中学校への就学は、域内の小中学校に、認定就学者として就学することのみが認められている。
- (2) このため、小中学校に在籍する視覚障害者等が視覚障害者等でなくなった場合についての規定である第6条の4は、認定就学者が視覚障害者等でなくなった場合の規定として置かれているが、今般の改正により、認定就学者の制度を廃止し、視覚障害者等であっても適切と認められる場合には全ての学校種への就学が可能となることから、これを踏まえた第6条の4の規定の整備を行う。

(7) 第9条 (区域外等の小中学校等への就学)

1. 改正の趣旨

- (1) 旧令では、住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に児童生徒が就学する場合（区域外就学等）の規定について、その対象から視覚障害者等が除かれている。
- (2) しかしながら、国立・私立の小中学校等においても障害のある児童生徒の受入体制の整備は進められていること、また、今般の改正により、視覚障害者等は原則として特別支援学校に就学するという前提が改められることを踏まえ、このような旧令上の整理を改め、視覚障害者等が区域外等の小中学校等へ就学することについて、規定の整備を行う。

(8) 第10条 (区域外等の小中学校等からの退学)

1. 改正の趣旨

- (1) 第9条と同様に，区域外等の小中学校等からの中途退学があった場合の規定である第10条についても，視覚障害者等が対象から除かれており，これを改める。
- (2) なお，旧令では視覚障害者等は第10条の対象となっていないので，第10条の通知に係る児童生徒が認定特別支援学校就学者となることは想定されないが，新制度においては視覚障害者等についても第10条の対象に加わるため，第10条の通知に係る児童生徒が認定特別支援学校就学者となる事態が生じる。
- (3) このため，第10条の通知に係る児童生徒について，小中学校への就学通知を発出する場合は，従前どおり第6条第4号により第5条を準用することとし，認定特別支援学校就学者となる場合は，新設する第11条の3第2項により第11条を準用することとするよう，規定を整備する。

(9) 第11条（特別支援学校への就学についての通知）

1. 改正の趣旨

- (1) 市町村の教育委員会が特別支援学校に就学させるべきと判断した児童生徒について都道府県の教育委員会へ通知することを規定する第11条について、「認定特別支援学校就学者」の定義に伴う規定の整理を行う。
- (2) また、旧令では、原則として視覚障害者等は特別支援学校に就学し、視覚障害者等以外の者が小中学校等へ就学することを前提に、視覚障害者等の就学事務は基本的に都道府県の教育委員会が担当することとされていたが、改正後の制度では、より合理的な都道府県・市町村間の事務分担を徹底する観点から、
- ① 都道府県の教育委員会は、認定特別支援学校就学者の就学事務を行う
 - ② 市町村の教育委員会は、認定特別支援学校就学者以外の者の就学事務を行う
 - ③ 区域外就学等の届出があった場合は、就学事務の対象から除くこととしている。
- (3) このため、新たに第11条第3項を新設し、あらかじめ区域外就学等の届出があった場合には、市町村の教育委員会の段階において、就学事務の対象から外すこととする。（都道府県の教育委員会には通知を行わない）。

(10) 第11条の2 (小学校から特別支援学校中学部へ就学する場合の手続)

1. 改正の趣旨

- (1) 認定就学者の概念を廃止することに伴い、技術的な規定の修正を行う。
- (2) なお、旧令は、小学校卒業者の前期中等教育段階進学時について第11条を準用するものであるが、旧令上、小学校に在籍する視覚障害者等が進学するのは特別支援学校の中学部か（認定就学制度が利用可能な）域内の公立中学校のみであることを前提に「中学校又は特別支援学校の中学部に就学させるべきもの」について準用することとしている。
- (3) 今般の改正においては、このような制限がなくなることから、規定本来の趣旨を正確に規定し、「中学校、中等教育学校又は特別支援学校の中学部に就学させるべきもの」について準用する旨の規定とする。

(11) 第11条の3 (学齢簿に新たに記載された場合の手続)

1. 改正の趣旨

- (1) 学年途中の転学等における第11条の準用規定である第11条の3について、第11条と同様に、「認定特別支援学校就学者」の定義に伴う規定の整理を行う。

- (2) あわせて、第10条(区域外等の小中学校等からの退学)の通知を受けた児童生徒のうち認定特別支援学校就学者と、第18条(区域外等の特別支援学校からの退学)の通知を受けた児童生徒のうち認定特別支援学校就学者について、第11条を同一の形式で準用することとなることから、これを新たに11条の3第2項として規定の整理を行う。

(12) 第12条（視覚障害者等となった者の小中学校等から特別支援学校への転学）

1. 改正の趣旨

- (1) 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する児童生徒について、視覚障害者等となったものがある場合に校長から市町村の教育委員会へ通知する旧令の規定を存置した上で、今般の改正の趣旨を踏まえ、視覚障害者等となっただけではなく、さらにその者が特別支援学校に就学することが適当と認められる場合に特別支援学校への転学が行われるよう、規定を改める。

(13) 第12条の2

(障害の状態等の変化による小中学校等から特別支援学校への転学)

1. 改正の趣旨

- (1) 旧令では、認定就学者として小中学校に在学する児童生徒について、定期的に健康診断を行い、また、学校内に就学指導委員会等を設けることなどにより児童生徒の障害の状態を把握している学校の校長が、当該小中学校に在学する児童生徒の教育的ニーズの変化を最も迅速に発見することが可能であると考えられることから、校長の思料による転学手続の開始が規定されている。
- (2) 一方、このような小中学校の校長の思料による転学について、旧令は、障害の状態の変化による場合のみが規定されており、障害の状態以外の事項の変化に伴う転学については、規定が置かれていない。
- (3) しかしながら、障害のある児童生徒は、障害の状態に大きな変化がなくとも、学年の進行による教育課程の高度化・複雑化に伴い、教育上必要な支援の内容に変化が生じる場合などがある。
- (4) 以上を踏まえ、小中学校の校長が、当該小中学校に在学する児童生徒について、特別支援学校へ転学することが適当と思料する場合の判断要素として、旧令の「その障害の状態」のほか、第5条と並行に、「その者に教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情」を追加する。
- (5) あわせて、今般の改正により、視覚障害者等であっても第9条第1項による小学校、中学校又は中等教育学校への区域外就学等が可能となることから、規定の対象をこれらの学校にも拡大し、およそ一般の小学校、中学校又は中等教育学校に在籍している視覚障害者等に関する規定として整理する。

(14) 第13条の2 (区域外就学等の届出の通知)

1. 改正の趣旨

- (1) 今般の学校教育法施行令改正は、障害のある児童生徒の就学先について、障害の程度を基本とするのではなく、市町村の教育委員会による「特別支援学校へ就学させることが適当か否か」の判断によることとするものである。
- (2) このため、区域外就学等の状況についても、児童生徒の就学先に関する情報として、一元的に市町村の教育委員会に集約することが適切であることから、区域外就学等の届出は市町村の教育委員会に対して行うこととし、このうち都道府県の教育委員会への通知が必要なものについて、市町村の教育委員会から都道府県の教育委員会へ通知することとするため、新たに第13条の2を設ける。

2. 規定の必要性について

- (1) 市町村の教育委員会が特別支援学校への就学が適当と判断した児童生徒から区域外の小中学校への就学の届出がなされたような場合には、当該児童生徒に係る第14条の手続を停止するため、届出があった旨を速やかに市町村の教育委員会から都道府県の教育委員会へ通知することが必要となる。
- (2) また、既に都道府県立特別支援学校への就学通知が発出された児童生徒についても、当該特別支援学校の廃止等があれば、再度都道府県の教育委員会から第14条第1項に基づく就学通知が発出されることとなることから、就学通知の発出後であっても、当該児童生徒からの区域外就学等の届出があった場合は、その旨が確実に都道府県の教育委員会へ伝達されていることが必要である。

(15) 第14条(特別支援学校の入学期日の通知, 学校の指定)

1. 改正の趣旨

- (1) 第18条の通知を受けた児童生徒(区域外等の特別支援学校を退学した児童生徒)について、一律に第14条第1項により他の特別支援学校へ就学するのではなく、小中学校へ就学する場合を第6条第4号で、特別支援学校に就学する場合を第11条の3第2項で規定することとしたことに伴い、第14条第1項から第18条の通知を受けた児童生徒に関する部分を削除する。
- (2) また、第9条の改正により、視覚障害者等による区域外等の小中学校等への就学が可能となることに伴い、旧令の、第17条の届出のあった児童生徒のほか、第9条第1項の届出のあった児童生徒についても、第14条第1項及び第2項が適用されないようにする必要がある。
- (3) このため、第11条第1項の通知に係る児童生徒から第9条第1項又は第17条の届出のあった場合に、第13条の2により市町村の教育委員会から都道府県の教育委員会へ通知を行うこととし、第14条第3項により、当該通知を受けた者について第14条第1項及び第2項を適用除外とする。

(16) 第17条(区域外等の特別支援学校への就学)

1. 改正の趣旨

- (1) 今般の改正により、第17条の届出があった場合には、市町村の教育委員会においても第5条及び第11条の適用除外の判断という実質的な対応を行う必要があることを踏まえ、第17条の届出について市町村の教育委員会位置付けを経由機関のままとすることは不適當であることから、これを改め、市町村の教育委員会への通知を行う規定とする。

2. 具体的なケースについて

- (1) 第5条第1項と第17条の適用関係については、一般的なケースとしては、市町村の教育委員会が第5条第1項に基づき小中学校への就学通知を発出した後に第17条第1項の届出が保護者から行われ、第5条第3項に基づき、保護者は、先に発出された就学通知による就学を行う必要がなくなる。
- (2) 同様に、第11条第1項と第17条の適用関係については、一般的なケースとしては、第11条第1項に基づき、当該児童生徒が特別支援学校へ就学することが適當である旨が市町村の教育委員会から都道府県の教育委員会に対し通知された後に、第17条第1項の届出が保護者から行われ、第13条の2に基づき、市町村の教育委員会から都道府県の教育委員会に対し、当該届出があった旨が通知される。
- (3) この場合においては、第14条第3項により、第13条の2の通知のあった児童生徒については第14条第1項、第2項が適用されないこととなることから、都道府県の教育委員会からの就学通知は発出されない。(既に発出されている場合は、保護者は、当該就学通知による就学を行う必要がなくなる)
- (4) なお、仮に第5条第1項又は第11条第1項の判断が行われる前に第17条の届出がなされた場合は、第5条第3項又は第11条第3項により、市町村の教育委員会における以降の手続が行われなくなる。

(17) 第18条(区域外等の特別支援学校からの退学)

1. 改正の趣旨

- (1) 旧令においては、区域外の特別支援学校を退学した児童生徒については、市町村の教育委員会における判断を経ることなく、都道府県立特別支援学校への就学通知が都道府県の教育委員会から直接発出される仕組みとなっており、このため、旧令の第18条では、児童生徒が区域外等の特別支援学校から退学した場合の通知は、当該特別支援学校の校長から都道府県の教育委員会に対して行われ、市町村の教育委員会は、あくまで単なる経由機関として位置付けられている。
- (2) しかしながら、今般の改正により、第18条の通知があった場合には、市町村の教育委員会において改めて、当該児童生徒が特別支援学校へ就学することが適当であるか否かの判断を行うこととなり、第17条と同様に、第18条の通知についても、市町村の教育委員会の位置付けを経由機関のままとすることは不相当であることから、これを改め、市町村の教育委員会への通知を行う規定とする。
- (3) また、第14条第1項の発動を停止するために必要となる第13条の2の場合と異なり、区域外就学等からの退学情報については、これ踏まえて即座に都道府県の教育委員会において対応を要する事項がなく、都道府県の教育委員会への通知を行うことに関する独立した根拠規定を設ける必要性に乏しいことから、第18条については市町村の教育委員会への通知に関する規定として整理し、都道府県の教育委員会への通知については規定しないこととする。
- (4) なお、第18条の通知を受けた児童生徒については、旧令では必ず(別の)特別支援学校へ就学することとされているが、第18条の通知を受けた児童生徒が今度は小中学校へ就学することはあり得ることから、これを改め、第18条の通知を受けた児童生徒が小中学校へ就学する場合を第6条第4号で、特別支援学校へ就学する場合を第11条の3第2項で規定する。

(18) 第18条の2 (保護者及び専門家からの意見聴取)

1. 改正の趣旨

- (1) 旧令は、障害のある児童生徒の就学先の決定について、基本的に障害の状態のみに照らした判断を行い、一定の程度以上の障害がある児童生徒については、原則的に特別支援学校に就学させる仕組みを採っていた。
- (2) この場合において、市町村の教育委員会は、当初の判断を行わなければならない新1年生としての入学時において、保護者及び専門家からの情報を最も必要とすることとなり、このため、旧令においては、視覚障害者等が新1年生として入学する際に保護者・専門家からの意見聴取を行うこととし、入学時以降は、校長等を経由した随時の対応に委ねていた。
- (3) 他方、今般の改正により、視覚障害者等は原則として特別支援学校に就学するという前提が改められ、障害の状態はあくまでも判断にあたっての一要素となり、そのほかに、教育上必要な支援の内容等についても保護者や専門家から正確な情報が収集・分析されることが必要となる。
- (4) また、教育上必要な支援の内容等については、障害の状態以上に、児童生徒の成長の度合い等に応じて変容するものであり、新制度においては、新1年生の際の当初の判断を最終・永続的なものとするのは不相当であって、転学等の判断時に市町村の教育委員会が最新の状況を正確に把握できることが重要となる。
- (5) これらを踏まえ、視覚障害者等が中学校又は特別支援学校中学部へ新たに就学する場合や、学年途中の転学等の場合にも意見聴取を行うこととするよう、その機会の拡大を図るものである。

視覚障害者等に対する意見聴取の有無	旧令	改正令
小学校への就学（4月入学）	○	○
小学校への途中転入，中学校への就学・途中転入	×	○
特別支援学校小学部への就学（4月入学）	○	○
特別支援学校小学部への途中転入，中学部への就学・途中転入	×	○

※同一の特別支援学校の小学部から中学部へ進学する場合には、在籍校が変更されるものではないため、意見聴取の義務づけは行っていない。

2. 意見聴取を行う場面について

- (1) 改正後の政令においては、視覚障害者等である児童生徒について、その就学校を決定又は変更する内容の保護者への通知（あるいは保護者への通知の前段階としての都道府県の教育委員会への通知）が発出されることとなる以下の場合に、意見聴取を行う必要があることとする。（これ以外の場合に追加的に意見聴取を行うことは、当然に妨げられない）

	小中学校への就学	特別支援学校への就学
一般的な就学	第5条第1項	第11条第1項 (第11条の2)
住所地の変更による転入学	第6条第1号	第11条の3第1項
障害の状態等の改善による転入学 (特別支援学校→小中学校)	第6条第3号	—
区域外からの退学による転入学	第6条第4号	第11条の3第2項
視覚障害者等になった者の転入学 (小中学校→特別支援学校)	第6条第5号	第12条第2項
障害の状態等の悪化等による転入学 (小中学校→特別支援学校)	第6条第6号	第12条の2第2項
小中学校の廃止等による転入学	第6条第7号	—

